

第172回北上地区消防組合  
議 会 臨 時 会 議 録

開会 令和4年3月29日

閉会 令和4年3月29日

北上地区消防組合議会議事事務局



# 第172回定例会会議録

## 目 次

令和4年3月29日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第2号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について	3
報告第3号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について	3
議案第5号 北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	10

## 第172回臨時会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第5号	北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3月29日	原案可決

令和4年3月29日（火曜日）

議事日程第2号

令和4年3月29日（火）午後4時00分開議

北上地区消防組合消防本部会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第2号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

第4 報告第3号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

第5 議案第5号 北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

---

出席議員（7名）

1番 藤原常雄君	2番 熊谷浩紀君
3番 小田島徳幸君	4番 鈴木健二郎君
5番 柿澤繁俊君	6番 高橋到君
7番 高橋晃大君	

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高橋敏彦君
副管理者（西和賀町長）	内記和彦君
副管理者（北上市副市長）	及川義明君
会計管理者（北上市会計管理者）	菅野和之君
監査委員	高橋政芳君
監査委員事務局長	佐藤康浩君

事務局長（消防長）	菊池洋幸君
事務局次長	折居基宣君
総務課長	小原和弘君
予防課長	昆野美継君
警防課長	高橋一哉君
北上消防署長	高橋克哉君
西和賀消防署長	高橋毅君

#### 関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	及川佳則君
西和賀町総務課長	高橋三智昭君

#### 議会事務局出席者

事務局長	菊池洋幸君
事務局次長	小原和弘君
書記	高橋周一君
書記	佐藤忍君
書記	小岩晃君
書記	高橋梢君

#### 午後4時00分 開会・開議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第172回北上地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第2号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、1番藤原常雄議員、

2番熊谷浩紀議員を指名いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日一日間としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第3、報告第2号自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、日程第4、報告第3号自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、以上2件を一括して議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、報告第2号及び報告第3号の自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、御説明申し上げます。

初めに、報告第2号の概要は、令和3年11月22日午後8時5分頃、急病人を搬送中の西和賀消防署の救急車が、赤信号で停止している車両を避けるため対向車線に入って左折しようとした際、信号が青になり、後方から直進してきた普通乗用車と接触し双方の車両に被害が発生したものであります。

和解の内容は、事故の責任割合を消防組合側が20%、相手側が80%とし、相手方の損害額513,832円のうち102,766円を支払うことで示談が成立したので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る2月7日に専決処分をしたものであります。

次に、報告第3号の概要は、令和3年12月2日午前9時55分頃、北上消防署の水槽付き消防ポンプ自動車消防訓練指導のため、北上市川岸地内のホテルに出向し、駐車スペースに後退させた際、車両の後方ステップ部分がホテル外周部のアルミ製柵に接触し、物損の被害が発生したものであります。

和解の内容は、事故の責任割合を消防組合側が100%とし、相手方の損害額209,000円を支払うことで示談が成立したもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る2月25日に専決処分をしたものであります。

なお、本2件の損害額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額給付となるものであります。

緊急車両に限らず公用車の交通事故防止については、日頃から各所属長が中心となり職員に対して注意喚起を促すとともに、緊急車両の操縦訓練を実施して安全を確保しているところであります。

しかし、期間を置かずに2件の事故が発生したことは、住民からの信頼を損なうものであり、この事実を重く受け止め、運転を担う職員に対しては、運転中における確認事項を再認識させるとともに、運行責任を担う隊長となる職員に対しては、常に危険を予知し、運転者に具体的な指示を出して事故防止を図るよう指導をしたところであります。

また、今回の事故を受け、定期的で開催している、北上地区消防組合職員綱紀粛清のための行動計画検証委員会においても、本交通事故を取り上げ、発生要因や安全管理体制の不備について検証したところであり、判断した走行経路が本当に正しかったのか、また、狭隘なスペースに駐車する以外の方法はなかったのか、更には、運転者の心理、疲労状態等の要因についても多角的な視点で話し合いを行い、基本に立ち返った安全運転について再確認したところです。

今後においても、緊急及び平時を問わず、運行責任者である隊長の責任のもと、運転席からの死角となる部分については、同乗者全員が声を出して確認を行う。車両誘導を担う職員にあっては、危険要因を運転者に確実に伝えてから誘導する。という基本的事項の実践を徹底し、今後とも、住民の負託に応えてまいりますことを申し上げ、報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 報告第3号についてですけれども、運転している方は何歳くらいの方で、経験年数はどれくらいかというところと、それから

誘導員がついているというところでありましてけれども、どのような誘導の方法したのかを、お聞きします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） お答えします。

3番目のホテルのフェンスに接触した件ですが、運転していたのは消防司令補41歳であります。勤務年数に関しては16年を経験しております。

誘導方法に関しては、2つの方法が主なものであります。というのは、声を出しての誘導ともう一つはホイッスルを使つての誘導であります。ただ、ホイッスルに関しては、止まれなのかどうかわかりませんので、実際に口で声を出して、あと何メートルだとか、何々が危険な要素があるというふうには、出していたようであります。もう一言申し上げさせてもらいますと、実際狭い場所でありまして、運転手は歩道に、この頭のフロント部分を出したくないために、バックしたそうです。ですので、もう少しバックできるのではないのかなというところで止めようとしたのですが、後ろの誘導員との認識がちょっとずれて、止まるだろうと思ったのがそのまま、ちょっとバックしてしまったというところで、このコミュニケーション不足の部分が最大の原因であります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） いまの説明ですと、狭いところへの誘導員の方の指示というんですか、その方が一番の原因というふうに思われますけれども、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） お答えいたします。

誘導員に限らず、誘導員1名の者の責任ではなくて、やはり車両全体を管理する隊長の責任が一番であります。やはり、そこに止まる前に、周囲の状況をまず確認する、誘導員には具体的にどのような誘導をするのか、運転手にはどのような危険性があるのかというところを伝えるべきであります。誘導員に一番の責任というよりも、誘導員の誘導の仕方にも問題もあるかもしれません。ですので、誘導員に限らず全員で安全体制を確立す

るところが非常に大事かと感じております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 1 番藤原常雄議員。

○1 番（藤原常雄君） 安全運転励行ということで、管理職会議開催ということになっていきますけども、この辺についても、会も、これは例えば毎月やっているのか、今回こういう事故が起きたのでやっているのか、その辺について、管理職会議の開催についての概要について説明していただきたい。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

ここに資料としてお配りしておりました、管理職会議の位置づけでございますが、まずは当組合の重要案件についての方向性、そういったものを決定する場という位置づけにしているところであります。ですから、案件がある都度、これは何回というものではなくて、そういう案件がある都度にこういう会議を開いておりましたので、今回はこの交通事故、これに関して重要だというところで開催して、それぞれで原因を検証した報告を受けた上で、現場に対しての指示を出したという部分であります。

以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4 番鈴木健二郎議員。

○4 番（鈴木健二郎君） 連続する、こうした事故が起きて、極めて由々すべき状況かなというふうに思っております。それから、報告第2号の方でお聞きしますけれども、まず急病人を搬送しているということですよ。急病人は、どういう状況に、その後なったのかということですね。それから、気をつけていても、こういう状況は起きる場合がありますけれども、こういった起きた場合の事故の処理ですね、急病人を搬送中な訳ですから、現場での対応は、この場合どういうふうに対応するのかということで、この場合どうだったのかということでお聞きをします。

それからですね、事前に資料をいただいております、日常的な取り組みね、これが極めて重要だというふうに思います。特に、危険予知トレーニングはやっておられるようなんですが、見ますと基本的に、赤だったの

で、前の車を避けるために左に回ったと、その途中で信号が変わったというふうに、次に予知されるのは当然、後ろから直進する車が来るといふ、これは救急車両ではなくても、一般の車両でも当然予知しなければならないことだったんだろうというふうに思いますけれども、過失割合は、20対80ですから、たぶん確認したのかなというふうには思いますけれども、当時の状況はどうだったのかということと、こういうことに対する、やっぱりさっき言いました普段の予知訓練というのがね、そういうところがどうだったのかと、起こしてしまった人の責任というよりも、やっぱり普段の危機管理の意識が先ほどから出ていますけれども、とっさの場合のどういう動作をすれば良いのかという、感覚を身に着けるトレーニングというのが、極めて大事ではないかなというふうに思うんですよね。そういう状況がどうだったのかということでお聞きをしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、私からは、普段の運転状況という部分について、お答えしたいと思います。この緊急車両の運行につきましては、免許取得後、誰でも運転するというものではなくて、当組合独自です、必要な道路交通法上の知識、そういったものを指導して、効果測定を行って合格した者。その上で狭隘な場所あるいは、縦列駐車、方向転換そういったもののコース作りをして、一定の時間内にそういったところをクリアした者に対して、初めて路上に出たの操縦訓練を行っております。路上訓練での目的としましては、隣の隊長席から、道路状況における注意事項、そういった実動の動きの中での対向車両、あるいは隣を走る車両に対する注意の向け方というのも指導しながら、一定の時間を乗車し、その効果を測定した上で合格点に達した者を、こういう運転をさせている状況であります。ただ、今回事故が起きたこの現状からしますと、この訓練して合格した職員だから大丈夫ではなく、やはり先ほどの答弁と重なりますけれども、隊、全員での周りに対する注意というのも更に徹底していかなければならないというところでしたので、ここについては、今後とも取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） お答えいたします。

まず、この急病人の状態、年齢は66歳の男性の方、西和賀町から脳梗塞の疑いの患者を搬送しております。実際に事故発生時に、事故発生に伴っての二次的災害の負傷はありません。ただし、これに関しては翌日午前7時40分に担当した医師に確認しまして、事故の因果関係はないのか、実際には盛岡の消防の救急車を代わりに要請しておりますので、時間の遅れも発生しております。その時間の遅れによる容態的な因果関係も確認させていただきまして、ドクターから「因果関係はありません」という報告を受けております。

2番目に事故発生の対応状況であります。まず、この事故発生からの手順フローは普段からトレーニングしております。まず最初に事故発生とともに、一般の方も同じですが、まず相手の救護にあたります。まず相手にけがはないか、ましてや患者を搬送しておりましたので、うちの方の救急車に乗っている患者の方にもけががないかというふうに確認します。次に車両を安全に移動できる場合は、移動して駐車させまして、後ろからの追突等の防止を防ぎます。次に大事なのが、この患者を即、当初の目的の病院に搬送しなければいけませんので、盛岡消防の方の119番をしまして、「こういう事故が発生しましたので救急車を要請します」というところで、盛岡の上田救急が担当しております。次に隊長は、全体の危険要素を排除しながら、北上消防の方の当直部長の方にも事故が発生したことを報告しております。その中で、最終的に、この患者を時間からしますと遅延の時間は19分であります。19分の遅れが発生しましたが、事故の負傷等が無い状態で搬送しております。

最後に、日常の取り組み、議員がおっしゃいました日常な取り組みと現場の訓練は非常に大事なところと、とっさの現場に対する危険排除に非常に大事なところではありますが、これに関しては、毎日のように隊長とは、もし、こういう場合はどのような運転をするのか、交差点にどう差し掛かれば、どういう通行方法が良いのかというトレーニングをしているところ

であります。ですので、今回は渋滞のまま少し待って、全体の青の流れから左折する方法もあったかもしれませんが、ただ、一つの方からすれば、渋滞が重なっているために、反対車線から入り込んで左折という方法をとったところではありますが、やはり相手車両が止まってくれるだろうと思って進行してしまっただと、やはり、これからも止まってくれるだろうではなくて、もしも止まらないで行くだろうという方に考えを変えながら訓練を重ねたいと思います。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 19分遅れたということでもあります。急病でも様々あられると思うんですが、一秒を争う場合がありますよね。その場合を想定すると本当に事故があってはならないだろうというふうに思うんですよね。ですから、この場合の私思ったのは、判断はどうだったのか、課長が言われた通り、わざわざ対向車線に出る必要があったのかどうかですよ。いずれ左折するわけですから、直進していくという判断、これね、とっさなわけですから、難しいとは思いますが、そうした状況判断がやっぱり大事かなというふうに思うんですけれども、結果論であると思うんですけれども、それがやっぱり日頃からのそうしたトレーニングで培われるべきだろうと私は思うんですけれども、でも救急車だから言われるとおり避けてくれるだろう、止まってくれるだろうと、私は救急車と遭遇した場合は左に寄ったりという対応はしますけれども、ただ、様々な一般車はあるわけですので、そういった細心の注意を払う必要があるというふうに思います。この場合、複数乗車していますね。たぶん助手席に座った方はどのように判断をしたのかということが後で聞いているのかどうかということ、運転者にどのような指示をしているのかということなんです。

今回は、因果関係は無いということなんですけれども、万が一死亡したという状況になっていけばこれは大変なことに繋がっていくと私は思いますので、二度と事故は絶対起こさないというような全体で、もう一度、身を引き締めてやっていくということが大事かなというふうに思いますので、きちんとやはり教訓を明らかにして、そして同じような過ちを起こさないという

ことが大事だというふうに思います。その状況の報告と管理者から、そうした今後の取り組みについてお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 管理者高橋敏彦。

○管理者（高橋敏彦君） お答えいたしたいと思います。

まったく同感でありました。それで、このことに関して、指示はどうだったのか、あるいは状況はどうだったのか、今後どうすべきなのかというところをしっかりと検証をするように指示をしたところでありまして、その指示通り、このように進めているところであります。二度と起こしてはいけないというふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） お答えいたします。

事故の交差点に入っていった時の状況であります。運転士と隣の隊長席には、もう一人乗っております。事実左側から車が走って来たことは認識したと確認しております。ただし、次の判断が間違いでして、これだけサイレンを鳴らして注意喚起を出しているところで、まさか止まらないだろうという、そこの思い違いのズレが、やはりこれは機関員に任せきりではなくて、隊長側に座っている職員は「止まらないかもしれないので一旦停止しろ」という一言がかかれば、何も事故が起きてない訳です。双方が、これだけ救急車がサイレンを鳴らしてという場合からすれば、まさか止まらない訳ではないだろうということの思い違い、これに関しては、交差点ばかりではなくて、消防車両も同じでありますので、やはり疑うというのは失礼ですけれども、常に疑いを持ちながら交通事故防止に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第5、議案第5号北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第5号北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じようとするものです。

なお、施行日は、令和4年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第172回北上地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。  
（午後4時27分 閉 会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合  
議 会 議 長

高橋晃大

北上地区消防組合  
議 会 議 員

藤原常雄

北上地区消防組合  
議 会 議 員

熊谷浩紀